

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目7番17号
株式会社ストリーム
代表取締役社長 劉 海 涛

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第18期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年4月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル3階「桜の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第18期（自平成28年2月1日 至平成29年1月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（自平成28年2月1日 至平成29年1月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.stream-jp.com/>) に掲載させていただきます。

【 インターネットによる議決権行使のお手続きについて 】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年4月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・ 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年2月1日)
(至 平成29年1月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境に改善が見られ緩やかな回復基調で推移いたしました。消費者の節約志向とともに生活スタイルやニーズの多様化と先行きに対する不安感から、選別消費の傾向が一層強まっております。引き続き厳しい状況が続いております。

国内の家電小売業界におきましては、市場規模は前年比1.5%減の7兆円となり、大型量販店各社とも売上は横這い状態でありましたが、利益面では改善が見られました。商品別では冷蔵庫・洗濯機・エアコン・掃除機等の生活家電は、販売数量では前年を下回る商品もありましたが、平均価格の上昇により金額面では堅調に推移いたしました。テレビにつきましては、買い替え需要により4Kテレビの販売台数が前年より伸長し、今後も4Kテレビは大型画面を主力に需要が期待できるものであります。

このような状況の中、当社グループのセグメント別の業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、セグメントの名称及びセグメント区分を変更しております。このため、従来「その他事業」と表示していたセグメントは「ビューティー&ヘルスケア事業」に名称を変更いたしました。又、「インターネット通販事業」に含めて記載していた「各種販売支援事業」及び「オンライン・ゲーム事業」は、「その他事業」として記載する方法に変更しております。但し、「インターネット通販事業」における前連結会計年度の数値を変更後の区分により作成することは実務上困難なため、以下では変更前の区分にて記載しております。

【インターネット通販事業】

インターネット通販事業における商品別の状況では、在庫政策の見直しを実施し、季節商材を中心に商戦期前の在庫確保を積極的に行い販売機会損失の低減に努めました。その結果、夏場のエアコンや扇風機、通年商品では洗濯機や電子レンジ、空気清浄器等が前年の売上高から大きく伸長いたしました。

各カテゴリーにおける前年同期比は、家電1.3%減、パソコン8.9%増、周辺機器・デジタルカメラ12.5%減となりました。

又、サイト別の状況では、「楽天市場」「Yahoo!ショッピング」「amazonマーケットプレイス」等の外部サイトにおいて、多彩な集客施策による販売

促進を展開し、前年実績を上回る売上高となりましたが、競合他社との兼ね合いから価格戦略が取りづらく厳しい状況が続く本サイトの売上減少をカバーするには至りませんでした。

経費面につきましては、外部サイトの売上増加に伴い、広告宣伝費や支払手数料等が増加しております。これらにより、利益確保が難しくなっていることから、今後は販売価格の細かいコントロールを行いながら利益率の改善も図ってまいります。

その結果、インターネット通販事業における売上高は20,115百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益40百万円（前年同期比84.6%減）となりました。

当社グループの事業構成は、インターネット通販事業のノウハウを多角的な分野で活用することにより、「各種販売支援事業」、「オンライン・ゲーム事業」と新しい分野で事業を立ち上げております。

「各種販売支援事業」につきましては、国内免税店40店舗において訪日観光客向け店舗販売を支援しております。訪日観光客を取り巻く円高進行や中国の関税率の変更等により来店客数は減少し、又、消費対象品の変化等により売上は減少したものの、連結子会社である株式会社エクスワンの扱う「X L U X E S」、「O R I G A M I」シリーズを主力とする化粧品は各免税店にて販売の上位を維持しております。

「オンライン・ゲーム事業」につきましては、当社にて開発・運営にかかわったタイトルが平成28年6月に配信されたのに続き、10月には共同企画・運営を行っているタイトルも配信されました。費用面に関しては、広告宣伝費や追加イベント等の一過性の費用が発生しているものの、10月配信のタイトルについては、安定的な売上を維持しております。

【ビューティー&ヘルスケア事業】

株式会社エクスワンにおいて展開される、ビューティー&ヘルスケア事業につきましては、「X o n e ショッピングクラブ」、法人会員等の活性化への取り組みや、直営によるコスメ・ブティック「X L U X E S G I N Z A」及びエステ・サロン「X L U X E S A O Y A M A」の売上強化にも努め、両店舗共に前年の売上実績を上回りました。しかしながら、国内免税店における店舗販売に関しては、「O R I G A M I」シリーズの新商品開発等によりインバウンド需要の販売拡大策を実施するも、訪日観光客の商品ニーズの変化による購買単価の下落により売上高は微減となりました。

その他では、商品管理の徹底と効率的な発注・在庫管理による商品回転率のアップ、各法令にのっとりた品質管理体制を実施し、原価率低減等の施策も積極的に実施しております。更に費用面においては、支払手数料及び旅費交通費等の削減を図りました。

これらにより、部門別の売上は、パーソナルケア（化粧品）部門1,847百万円、ヘルスケア（健康食品）部門355百万円、その他部門182百万円となりました。

その結果、ビューティー&ヘルスケア事業における売上高は2,384百万円（前年同期比4.9%減）、営業利益147百万円（前年同期比29.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は22,025百万円（前年同期比4.3%減）、営業利益187百万円（前年同期比49.9%減）、経常利益173百万円（前年同期比54.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は85百万円（前年同期比71.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、PCサーバー、基幹システムのソフトウェア等であり、投資額は248百万円であります。セグメントごとに示すと、インターネット通販事業においては161百万円、ビューティー&ヘルスケア事業においては18百万円、その他事業においては60百万円、全社（共通）等として7百万円の設備投資を実施しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

イ) 継続的な成長戦略

(i) 顧客情報の有効活用（カスタマーエクスペリエンスの強化）

当社グループの基本方針である、「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」を提供し続けることが、お客様に支持され続ける最も重要な課題であると認識しております。顧客情報を有効活用（CRM）し販売促進を図るとともに、WEB上での取扱商品数や無形商材の拡充、利便性の向上により、CX（カスタマーエクスペリエンス）を強化することで、新規やリピーター顧客の拡大を目指します。

(ii) 会員の有効活用（集客導線の拡大）

当社の会員947万人及びグループ各社の会員を有効活用するために、オムニチャネル化されはじめた環境下では会員の活動状況を横断的に分析し、体系化された会員に適切な付加価値のある会員向けサービスを実施することでグループ全体のシナジー効果を期待できるものと思われまます。又、SNS・LINE等で、集客導線の拡大を図り、双方の売上拡大につながる会員施策が可能と思われまます。

(iii) システム基盤の強化（システム・パフォーマンスの向上）

当社グループは、システム活用による効率化やコスト削減及び顧客サービスの充実等による業容拡大を図ってまいりました。

消費者のインターネット通販利用の拡大と、日々変化する顧客対応の充実を図るためにサーバーインフラ強化とネットワークインフラの整備により、パフォーマンス向上及び冗長構成による耐障害性の向上を図りつつ、セキュリティ対策として外部機関による脆弱性検査の実施、内部ネットワーク監視の強化を引き続き行います。

ロ) 内部管理体制の強化

当社グループは、法令遵守及びコーポレートガバナンスの強化が経営上の最重要課題であると認識しております。それを実現するために、グループ従業員一人ひとりが公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するために、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底及び教育の強化を行います。内部統制の強化を図るための組織及び管理体制の整備に努めてまいります。

ハ) 人材の確保と育成

当社グループでは、ネット通販及びシステムエンジニア等の専門知識・技術を有する人材を必要としております。又、グループ内において人材の有効活用、人材のレベルアップを課題として取組んでおり、一方、労働環境の改善、人事制度の見直し等により、人事評価の公正を期することが人材の確保に繋がるものと認識しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
	自平成25年 2月 1日 至平成26年 1月31日	自平成26年 2月 1日 至平成27年 1月31日	自平成27年 2月 1日 至平成28年 1月31日	自平成28年 2月 1日 至平成29年 1月31日
売 上 高(千円)	16,689,220	20,344,473	23,018,612	22,025,781
経 常 利 益(千円)	△119,958	300,956	376,529	173,273
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	△84,179	260,870	304,145	85,858
1株当たり当期純利益	△4円23銭	10円49銭	11円18銭	3円15銭
総 資 産(千円)	3,110,096	4,223,366	4,871,465	4,801,562
純 資 産(千円)	781,340	1,419,221	1,730,212	1,832,980

- (注) 1. △は損失を示しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
 3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 4. 平成26年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割、平成26年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 18 期
	自平成25年 2月 1日 至平成26年 1月31日	自平成26年 2月 1日 至平成27年 1月31日	自平成27年 2月 1日 至平成28年 1月31日	自平成28年 2月 1日 至平成29年 1月31日
売 上 高(千円)	9,725,094	12,550,031	13,711,568	13,090,013
経 常 利 益(千円)	△41,667	241,697	158,104	△23,225
当 期 純 利 益(千円)	△20,941	197,690	159,042	△32,922
1株当たり当期純利益	△1円05銭	7円95銭	5円84銭	△1円21銭
総 資 産(千円)	3,629,515	4,133,947	4,410,634	4,567,215
純 資 産(千円)	883,697	1,401,422	1,556,362	1,543,690

- (注) 1. △は損失を示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 平成26年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割、平成26年8月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社イーベスト	300百万円	100.0%	インターネット通販
株式会社特価COM	50百万円	100.0%	インターネット通販
株式会社エックスワン	50百万円	85.0%	化粧品・健康食品等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主な事業内容
株式会社ベスト電器	37,892百万円	20.7%	家電小売業

(4) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

当社グループの事業は、「インターネット通販事業」を主力に、株式会社エックスワンによる「ビューティー&ヘルスケア事業」、「各種販売支援事業」及び「オンライン・ゲーム事業」からなる「その他事業」により構成されています。

(5) 主要な事業所（平成29年1月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
岩槻物流センター	さいたま市岩槻区

② 子会社

名称	所在地
株式会社イーベスト	東京都港区
株式会社特価COM	東京都港区
株式会社エックスワン	東京都港区

(6) 使用人の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
118名（9名）	10名増（71名減）

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループ内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当連結会計年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度末に比べて臨時従業員数が71名減少した理由は、主に各種販売支援事業の一部業務を外部委託したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86名（9名）	9名増（71名減）	40.1歳	4.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（社外への出向者を除き、社内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当事業年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べて臨時従業員数が71名減少した理由は、主に各種販売支援事業の一部業務を外部委託したことによるものであります。

(7) 主要な借入先の状況（平成29年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	577,790千円
株式会社りそな銀行	75,000千円
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円
株式会社東京スター銀行	23,000千円
芝信用金庫	122,000千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年1月31日現在)

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 99,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 27,288,500株 (自己株式1,236,500株を除く) |
| (3) 株主数 | 8,292名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
劉 海 涛	6,280,000	23.01
株 式 会 社 ベ ス ト 電 器	5,660,000	20.74
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	2,515,000	9.22
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000,000	7.33
大 和 証 券 株 式 会 社	309,400	1.13
日 本 シ ス テ ム 開 発 株 式 会 社	230,000	0.84
株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ	214,000	0.78
山 下 良 久	200,400	0.73
安 田 勝 彦	173,200	0.63
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	157,700	0.58

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(1,236,500株)を控除して計算しております。
2. HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700は、株主名簿上の名義であり、その所有株式の実質保有者はLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedであることを確認しております。
3. BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTSは、株主名簿上の名義であり、その所有株式の実質保有者はLicheng(H.K.)Technology Holdings Limitedであることを確認しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年5月27日開催の取締役会において、当事業年度の業績目標を達成するとともに、一企業としての価値向上のみならずひいてはステークホルダーへの利益還元を目指すべく、役職員の貢献意欲および士気を一層向上させることを目的として、以下のとおり業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第7回新株予約権
発行決議日		平成28年5月27日
新株予約権の数		29,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,960,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 406円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 153円 (1株当たり 1.53円)
権利行使期間		平成29年5月1日から 平成31年4月30日まで
行使の条件		(注)
割 当 先	当社取締役、監査役及び従業員	新株予約権の数 29,000個 目的となる株式数 2,900,000株 割当者数 46人
	当社子会社の取締役	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 60,000株 割当者数 1人

(注)本新株予約権の権利行使の条件として、以下①及び②に掲げる全ての条件に合致するものとし、③又は④に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

① 新株予約権者は、当社が開示した平成29年1月期の決算短信に記載された当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書。以下、同じ）において、営業利益が513百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

② 新株予約権者は、平成29年5月1日から平成31年4月30日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも199円を超え、かつ91円を下回らない場合にのみ、（但し、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）本新株予約権を行使することができるものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成29年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	劉 海 涛	営業本部長 ㈱イーベスト代表取締役社長 ㈱特価COM代表取締役社長 ㈱エックスワン取締役
取 締 役	土 屋 敏	管理本部長 ㈱イーベスト取締役 ㈱特価COM取締役 ㈱エックスワン取締役
取 締 役	齊 藤 勝 久	㈱エックスワン代表取締役社長
取 締 役	小 野 浩 司	㈱ベスト電器代表取締役社長
取 締 役	緒 方 政 信	㈱ベスト電器取締役営業本部長
取 締 役	張 秉 新	金華比奇網絡技術有限公司董事長
取 締 役	水 谷 智	㈱エイベックス代表取締役社長 Redhorse Corporation 董事
常 勤 監 査 役	杉 山 政 美	
監 査 役	小手川 大 助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 ㈱セキト取締役
監 査 役	伊 藤 章 寿	L S 東京有限会社代表取締役

- (注) 1. 取締役の小野浩司、緒方政信、張秉新及び水谷智の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の杉山政美、小手川大助及び伊藤章寿の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、杉山政美及び伊藤章寿の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役小手川大助氏は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役伊藤章寿氏は、長年にわたる財務・経理の実務経験が豊かであり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の就任及び退任 該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	40,800千円 (1,800千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額100,000千円であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,120千円 (12,120千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額30,000千円であります。
合 計	6名 (4名)	52,920千円 (13,920千円)	

- (注) 1. 取締役の支給額及び報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役4名を除いております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 (平成29年1月31日現在)

区 分	氏 名	重要な兼職先
取 締 役	小 野 浩 司	㈱ベスト電器代表取締役社長
取 締 役	緒 方 政 信	㈱ベスト電器取締役営業本部長
取 締 役	張 秉 新	金華比奇網絡技術有限公司董事長
取 締 役	水 谷 智	㈱エイベックス代表取締役社長 Redhorse Corporation 董事
常 勤 監 査 役	杉 山 政 美	
監 査 役	小手川 大 助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 ㈱セキド取締役
監 査 役	伊 藤 章 寿	L S 東京有限会社代表取締役

- (注) 1. 取締役小野浩司氏及び取締役緒方政信氏は、㈱ベスト電器の取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
2. 監査役小手川大助氏は、㈱セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員 of 活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 野 浩 司	当事業年度の取締役会には、12回中11回出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	緒 方 政 信	当事業年度の取締役会には、12回中11回出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	張 秉 新	当事業年度の取締役会には、12回中1回出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	水 谷 智	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
常勤監査役	杉 山 政 美	当事業年度の取締役会には、12回の全て、また、監査役会13回の全てに出席し、特に経営コンサルタントとして培ってきた知識・見地から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	小手川 大 助	当事業年度の取締役会には、12回中10回出席し、また、監査役会13回中11回出席し、特に経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	伊 藤 章 寿	当事業年度の取締役会には、12回の全て、また、監査役会13回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由については、監査役会が、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検討を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年1月30日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しておりましたが、平成22年7月26日開催の取締役会及び平成24年3月19日開催の取締役会にて一部改定し項目の追加を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。

ロ) コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況等について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。

ハ) コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底など啓蒙を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ) 文書管理規程、個人情報管理規程等の社内規程により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。

- ロ) 取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。
- イ) リスク管理体制の充実を図るため、リスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ロ) リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制
取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体の業務が適正に行われるため法令遵守体制の整備及び業務の適切性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ) 取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。
ロ) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整

備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。

イ) 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任者・対応等を「反社会的勢力対応規程」に定め遵守する。

ロ) 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。

ハ) 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全般的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,716,793	流 動 負 債	2,795,568
現金及び預金	177,704	買掛金	1,271,742
受取手形及び売掛金	1,289,626	短期借入金	650,000
商 品	2,107,393	1年内返済予定の長期借入金	268,140
そ の 他	142,069	未払金	365,413
固 定 資 産	1,084,768	未払法人税等	47,012
有 形 固 定 資 産	233,523	賞与引当金	5,466
建 物	138,459	ポイント引当金	17,545
車 両 運 搬 具	16,176	そ の 他	170,247
工具、器具及び備品	76,884	固 定 負 債	173,013
土 地	2,003	長期借入金	117,190
無 形 固 定 資 産	442,702	繰延税金負債	4,946
ソフ ト ウ エ ア	412,805	そ の 他	50,876
そ の 他	29,896	負 債 合 計	2,968,581
投資その他の資産	408,543	純 資 産 の 部	
投資有価証券	12,516	株 主 資 本	1,761,395
出 資 金	270	資 本 金	924,429
差 入 保 証 金	354,299	資 本 剰 余 金	876,888
そ の 他	41,457	利 益 剰 余 金	112,687
		自 己 株 式	△152,609
		その他の包括利益累計額	136
		その他有価証券評価差額金	136
		新 株 予 約 権	12,017
		非 支 配 株 主 持 分	59,430
		純 資 産 合 計	1,832,980
資 産 合 計	4,801,562	負 債 純 資 産 合 計	4,801,562

連結損益計算書

(自 平成28年2月1日)
(至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,025,781
売上原価		17,180,340
売上総利益		4,845,440
販売費及び一般管理費		4,657,459
営業利益		187,981
営業外収益		
受取利息	486	
受取配当金	13	
受取手数料	1,076	
受取ロイヤリティ	67	
預り金整理益	2,830	
その他	1,510	5,984
営業外費用		
支払利息	9,201	
支払手数料	5,658	
為替差損	4,728	
その他	1,103	20,692
経常利益		173,273
特別利益		
新株予約権戻入益	680	680
特別損失		
固定資産除売却損	309	309
税金等調整前当期純利益		173,645
法人税、住民税及び事業税	75,816	
法人税等調整額	1,310	77,127
当期純利益		96,517
非支配株主に帰属する当期純利益		10,659
親会社株主に帰属する当期純利益		85,858

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年2月1日
至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年2月1日残高	924,429	867,281	26,828	△161,866	1,656,673
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			85,858		85,858
自己株式の処分		1,296		9,256	10,553
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		8,310			8,310
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	9,607	85,858	9,256	104,722
平成29年1月31日残高	924,429	876,888	112,687	△152,609	1,761,395

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
平成28年2月1日残高	73	73	2,384	71,081	1,730,212
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					85,858
自己株式の処分					10,553
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					8,310
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	63	63	9,633	△11,651	△1,954
連結会計年度中の変動額合計	63	63	9,633	△11,651	102,768
平成29年1月31日残高	136	136	12,017	59,430	1,832,980

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

㈱イーベスト

㈱特価COM

㈱エックスワン

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

㈱Chips

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

㈱Chips

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商

品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～39年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- ② 無形固定資産 (リース資産除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1～5年)に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の計上基準

- ① 株式交付費 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。
- ② 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ② ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。), 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 386,690千円
2. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	
及び貸出コミットメントの総額	1,100,000千円
借入実行残高	650,000千円
差引額	450,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,525,000	—	—	28,525,000
合計	28,525,000	—	—	28,525,000
自己株式				
普通株式	1,311,500	—	75,000	1,236,500
合計	1,311,500	—	75,000	1,236,500

(注) 自己株式の当連結会計年度減少株式数は新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末
平成23年第5回新株予約権	普通株式	105,000	—	105,000	—
合計	—	105,000	—	105,000	—

(注) 当連結会計年度減少は新株予約権の行使及び権利行使期間満了により失効したものであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、原則として元本の確実かつ安定的な方法によるものとし、運用は慎重を期することを旨としております。

受取手形及び売掛金は、取引先別に期日管理及び残高管理を行い、回収懸念債権の発生の抑制と早期対応を図っております。又、投資有価証券は、主に業務・資本上の関係構築を目的とした企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握するなどの管理を行っております。

資金調達においては、長期資金及び短期資金について銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1) 現金及び預金	177,704	177,704	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,289,626	1,289,626	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	676	676	—
資産計	1,468,006	1,468,006	—
(4) 買掛金	1,271,742	1,271,742	—
(5) 短期借入金	650,000	650,000	—
(6) 長期借入金（※）	385,330	385,283	△46
(7) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	2,307,072	2,307,026	△46

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,840千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額8,000千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	22,958千円
資産除去債務	9,666千円
税務上の繰越欠損金	201,493千円
その他	18,633千円
繰延税金資産 小計	252,751千円
評価性引当額	△244,116千円
繰延税金資産 合計	8,634千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,946千円
繰延税金負債 合計	△4,946千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3%
住民税均等割	3.1%
評価性引当額の増減	△2.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社設備資産

2. リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (平成29年1月31日)
1年内	40,008千円
1年超	6,668千円
合計	46,676千円

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 64円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 3円15銭 |
- (期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,221,597	流 動 負 債	2,939,629
現金及び預金	122,248	買掛金	1,218,718
売掛金	605,766	短期借入金	1,240,000
商成品	1,818,881	1年内返済予定の長期借入金	236,660
貯蔵品	18	未払金	175,907
前払費用	36,919	未払費用	26,625
未収入金	627,239	未払法人税等	15,333
その他	10,525	前受金	7,175
固 定 資 産	1,345,618	預り金	12,083
有 形 固 定 資 産	76,927	賞与引当金	4,800
建物	6,570	ポイント引当金	1,244
車両運搬具	10,520	その他	1,081
工具、器具及び備品	57,834	固 定 負 債	83,895
土地	2,003	長期借入金	61,130
無 形 固 定 資 産	410,535	繰延税金負債	1,300
ソフトウェア	395,752	その他	21,464
ソフトウェア仮勘定	12,187	負 債 合 計	3,023,525
商標権	1,866	純 資 産 の 部	
その他	728	株 主 資 本	1,531,536
投 資 そ の 他 の 資 産	858,154	資本金	924,429
投資有価証券	4,516	資本剰余金	868,578
関係会社株式	500,514	資本準備金	864,429
出資金	160	その他資本剰余金	4,148
差入保証金	313,022	利 益 剰 余 金	△108,861
未収還付法人税等	32,764	利益準備金	603
その他	7,177	その他利益剰余金	△109,464
		繰越利益剰余金	△109,464
		自 己 株 式	△152,609
		評価・換算差額等	136
		その他有価証券評価差額金	136
		新 株 予 約 権	12,017
		純 資 産 合 計	1,543,690
資 産 合 計	4,567,215	負 債 純 資 産 合 計	4,567,215

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2月 1日)
(至 平成29年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,090,013
売 上 原 価	10,940,567
売 上 総 利 益	2,149,445
販売費及び一般管理費	2,156,598
営 業 損 失	△7,153
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	475
受 取 配 当 金	12
受 取 手 数 料	351
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	67
そ の 他	1,365
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,161
支 払 手 数 料	5,658
為 替 差 損	4,728
そ の 他	797
経 常 損 失	△23,225
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	680
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	309
税 引 前 当 期 純 損 失	△22,854
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,158
法 人 税 等 調 整 額	△1,089
当 期 純 損 失	△32,922

株主資本等変動計算書

(自 平成28年2月1日
至 平成29年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成28年2月1日残高	924,429	864,429	2,852	867,281	603	△76,542	△75,938
事業年度中の変動額							
当期純損失						△32,922	△32,922
自己株式の処分			1,296	1,296			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	1,296	1,296	—	△32,922	△32,922
平成29年1月31日残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	△109,464	△108,861

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年2月1日残高	△161,866	1,553,905	73	73	2,384	1,556,362
事業年度中の変動額						
当期純損失		△32,922				△32,922
自己株式の処分	9,256	10,553				10,553
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			63	63	9,633	9,696
事業年度中の変動額合計	9,256	△22,369	63	63	9,633	△12,672
平成29年1月31日残高	△152,609	1,531,536	136	136	12,017	1,543,690

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券
時 価 の ある も の 事業年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時 価 の な い も の 移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
(1) 商 品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
(2) 貯 蔵 品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有 形 固 定 資 産 定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。
(リース資産除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～39年
車両運搬具 2～6年
工具、器具及び備品 4～20年
(2) 無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。
(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(1～5年)に基づいております。
(3) リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
4. 繰延資産の処理方法
(1) 株 式 交 付 費 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。
(2) 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
(1) 賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
(2) ポ イ ン ト 引 当 金 販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|---|
| (1)ヘッジ会計の方法 | 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 |
| (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息 |
| (3)ヘッジ方針 | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。 |
| (4)ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。 |

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 238,029千円 |
| 2. 債務保証 | |
| 関係会社について、次のとおり保証を行っております。 | |
| (株)エクスマン | |
| 金融機関からの借入金に対する債務保証 | 8,200千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 661,498千円 |
| 長期金銭債権 | 200,000千円 |
| 短期金銭債務 | 1,752,872千円 |

4. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
及び貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	600,000千円
差引額	400,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引(収入分)	461,789千円
営業取引(支出分)	15,015,542千円
営業取引以外の取引(支出分)	144千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,311,500	—	75,000	1,236,500
合計	1,311,500	—	75,000	1,236,500

(注) 自己株式の当事業年度減少株式数は新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	22,958千円
関係会社株式評価損	73,242千円
資産除去債務	6,572千円
税務上の繰越欠損金	162,870千円
その他	7,715千円
繰延税金資産 小計	273,358千円

評価性引当額	△273,358千円
--------	------------

繰延税金資産 合計 一千元

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,300千円
-----------------	----------

繰延税金負債 合計 △1,300千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社設備資産

2. リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成29年1月31日)
1年内	40,008千円
1年超	6,668千円
合計	46,676千円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	債権又は債務 に係る項目	期末残高 (千円)
子会社	㈱イーベスト	100.0	販売先	—	—	未収入金	433,736
			資金借入先	資金の借入	255,000 (注)2	短期借入金	300,000
子会社	㈱特価COM	100.0	販売先	—	—	未収入金	174,815
			資金借入先	資金の借入	83,692 (注)2	短期借入金	90,000
子会社	㈱エックスワン	85.0	資金借入先	資金の借入	250,000 (注)2	短期借入金	250,000
法人主 要株主	㈱ベスト電器	(被所有) 直接 20.7	商品仕入先	商品仕入	14,773,949 (注)1・2	買掛金	1,095,198
			当社のフランチャイザー	販売手数料	165,570 (注)1・2	未払金	17,481
			—	営業保証金	—	差入保証金	200,000 (注)2

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は、㈱ベスト電器から商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格については双方の合意に基づく価格により決定しております。
- (2) 当社は、㈱ベスト電器とフランチャイズ契約を締結しており、販売手数料率については当該契約において決定しております。
- (3) 営業保証金については、当社と㈱ベスト電器におけるフランチャイズ契約において決定しております。
- (4) グループ内の資金の効率化を高めるためのキャッシュマネジメント制度による借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (5) 市場価格等を勘案して、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 56円13銭
2. 1株当たり当期純損失 △1円21銭
(期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月23日

株式会社ストリーム

取締役会 御中

KDA監査法人

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ストリームの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月23日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

KDA監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストリームの平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月24日

株式会社ストリーム 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 杉山 政美 ㊟

監査役(社外監査役) 小手川 大助 ㊟

監査役(社外監査役) 伊藤 章寿 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

議 案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	劉 海 涛 (昭和43年12月14日)	平成7年4月 ㈱亜土電子工業入社 平成11年7月 当社代表取締役社長 平成21年3月 ㈱特価COM代表取締役社長（現任） 平成21年4月 ㈱イーベスト代表取締役社長（現任） 平成24年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任） 平成26年2月 ㈱エクスワン取締役（現任）	6,280,000株
2	※ 遠藤 高明 (昭和13年10月10日)	昭和36年4月 ㈱明電舎入社 平成5年12月 ㈱亜土電子工業入社 平成11年7月 当社取締役 平成16年4月 当社取締役副社長兼管理本部長	50,000株
3	土屋 さとし (昭和27年1月2日)	平成6年5月 ㈱亜土電子工業入社 平成15年11月 当社入社 平成20年4月 当社取締役経営管理部部長 平成24年4月 当社取締役管理本部副本部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長（現任） 平成26年2月 ㈱エクスワン取締役（現任） 平成27年4月 ㈱イーベスト取締役（現任） 平成27年4月 ㈱特価COM取締役（現任）	10,000株
4	※ 松井 さとし (昭和45年4月21日)	平成6年4月 ㈱亜土電子工業入社 平成11年5月 ㈱ベルシステム24入社 平成20年8月 当社入社 平成28年10月 当社商品販売部部長兼マーケティング部部長（現任）	15,000株
5	齊藤 勝久 (昭和40年6月25日)	平成元年4月 ㈱マルナカ興産入社 平成16年8月 KOSCO協会長 平成21年7月 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託㈱代表取締役社長 平成26年2月 ㈱エクスワン代表取締役社長（現任） 平成27年4月 当社取締役（現任）	70,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	※ 齊 向 東 (昭和42年8月14日)	平成5年5月 ㈱オーテック取締役海外事業部本部長 平成14年5月 当社取締役副社長 平成17年5月 北京中科智网科技有限公司董事長 平成28年12月 当社営業本部副本部長（現任）	7,700株
7	小 野 浩 司 (昭和30年5月5日)	昭和55年4月 ㈱ベスト電器入社 平成16年5月 同社取締役 平成21年9月 同社取締役東日本統轄部長兼㈱さくらや代表取締役社長 平成22年3月 ㈱ベスト電器代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役（現任） 平成24年2月 ㈱ベスト電器代表取締役社長兼営業本部長 平成26年3月 同社代表取締役社長（現任）	一株
8	緒 方 政 信 (昭和34年2月17日)	平成元年9月 ㈱ベスト電器入社 平成17年9月 当社取締役（現任） 平成20年5月 ㈱ベスト電器取締役東京商品部長 平成24年2月 同社取締役営業副本部長兼商品統轄部長 平成25年3月 同社取締役ヤマダ電機・ベスト電器戦略室室長 平成26年3月 同社取締役営業本部長（現任）	一株

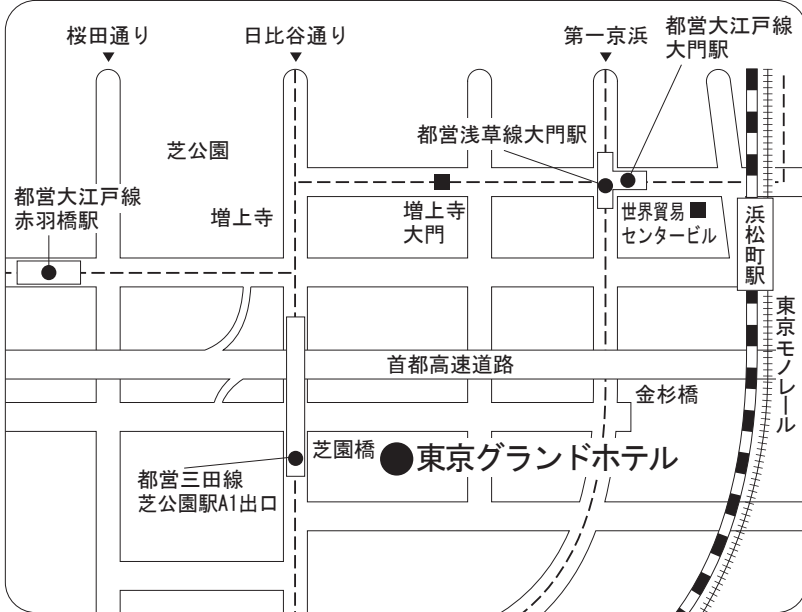
- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者小野浩司氏は㈱ベスト電器の代表取締役を、取締役候補者緒方政信氏は同社取締役をそれぞれ兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. 取締役候補者齊藤勝久氏は㈱エックスワン代表取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、商品販売等の取引及び資金の借入があります。
4. 小野浩司氏及び緒方政信氏は社外取締役候補者であります。
5. 小野浩司氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
6. 緒方政信氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
7. 小野浩司氏及び緒方政信氏が原案どおり選任された場合、当社と各氏との間で締結しております会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

以 上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル 3階 「桜の間」



都営三田線「芝公園駅」A1出口 下車徒歩約3分
(お車でのご来場はご遠慮ください)